

匝瑳市 LINE 公式アカウント運用ガイドライン

匝瑳市（以下、市）では、市 LINE 公式アカウント（以下、当アカウント）を通じて情報発信などを行うに当たり、利用者の皆さんに誤解や混乱を生まないように、運用ガイドラインを以下の通り定めます。このガイドラインは、当アカウントの運用管理者、運用担当者および利用者すべてに適用します。

1 目的

子育て、観光、防災情報など各種情報の発信ツールとして当アカウントを活用し、市からの情報を積極的・効果的に利用者へ提供することを主な目的とします。

2 アカウント概要

アカウント名 匝瑳市

アカウント ID @sosa_city

運用管理者 匝瑳市秘書課長

運用担当者 匝瑳市秘書課職員、その他運用管理者が認めた市職員

3 運用内容

当アカウントでは、セグメント配信機能を利用した市政情報などの発信、重要情報などの一斉配信、道路や公園の損傷報告の受け付けなどを行います。この他、アンケート機能などの LINE 公式アカウントの機能を活用する場合があります。

4 運用方法

当アカウントによるメッセージ配信は、市秘書課広報広聴班による確認の上、行います。また、「道路や公園の損傷報告」機能により利用者から寄せられた報告は、同班による確認の上、内容を担当部署に連絡します。

5 利用者からの投稿などへの対応

利用者からトーク画面に投稿されたメッセージなどに対しては、原則、返信・回答は行いません。

道路や公園の損傷報告を行う場合は、メニューの「道路や公園の損傷報告」機能をご利用ください。また、問い合わせなどを行う場合は、メニューの「行政へのご意見募集・各課問い合わせ」から行ってください。

なお、LINE VOOM での投稿に対するコメントなどに対しても、原則、返信・回答は行いません。また、フォローも行いません。

6 禁止行為

利用者による投稿などにおいて、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為を行った、または行う恐れがあると運用管理者が判断した場合には、事前に通告することなく投稿の削除やスパム登録などを行う場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 当アカウントの掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 違法な情報やわいせつな内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利目的の内容
- (7) 市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) その他、市が不適切と判断した内容

7 著作権

当アカウントに掲載している個々の情報（文章、画像など）に関する著作権は市または原著作者などに帰属します。

また、当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

8 情報の取り扱い

当アカウントにおいて情報を発信したり取得したりする際は、「匠瑳市情報セキュリティポリシー」に従い、適切に取り扱います。

なお、当アカウントでは原則、個人情報を取り扱いません。当アカウントで個人情報を取得した場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「匠瑳市個人情報保護

法施行条例」、および「匠瑳市個人情報保護法等施行規則」に従い、適切に取り扱います。

9 免責事項

- (1) 当アカウントの利用者に市をより身近に感じてもらうため、情報を掲載する場合には一部くだけた表現で行う場合があります。
- (2) 市は、当アカウントの運用に細心の注意を払いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。なお、発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正・謝罪の投稿を行うものとします。
- (3) 市は、なりすましを発見した場合は、市公式ホームページや当アカウントなどにおいて情報を発信し、注意喚起を行います。
- (4) 当アカウントに対し、想定を超える非難・批判・中傷などの投稿が殺到する状況（炎上状態）となった場合は、運用管理者または運用担当者からの説明、訂正、謝罪などを行います。
- (5) 市は、当アカウントを利用することで生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切責任を負わないものとします。
- (6) 市は、当アカウントの内容を予告なく変更または削除することがあります。
- (7) 市は、予告なく当アカウントの運用ガイドラインの変更や運用方法の見直し、運用の中止をする場合があります。

10 お問い合わせ

この運用ガイドラインに関するお問い合わせは、市秘書課までご連絡ください。なお、行政施策に関するご意見・ご質問は、市公式ホームページの「行政へのご意見募集」フォームをご利用ください。

11 附則

この運用ガイドラインは、令和6年2月1日から適用します。